

平成27年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第1号）

平成27年7月3日（金）
午前10時 開 議

【再 開】	1
・町民憲章朗唱	
・職員紹介	
【会議録署名議員の指名】	2
日程第1 会議録署名議員の指名	
【諸般の報告】	2
日程第2 諸般の報告	
・例月現金出納検査報告書の配布	
・出張報告	
【請願第3号審査付託】	3
日程第3 請願第3号 岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求め る請願	
【報告第1号～報告第6号】	3
日程第4 報告第1号 平成26年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告 について	8
日程第5 報告第2号 平成26年度葛巻町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告 について	8
日程第6 報告第3号 平成26年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算中支出 予算の繰越額の使用計画の報告について	9
日程第7 報告第4号 平成26年度葛巻町の資金不足比率について	10
日程第8 報告第5号 葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の 報告について	10
日程第9 報告第6号 葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処 分の報告について	14
【議案第33号～議案第39号上程、説明】	14
日程第10 議案第33号 平成27年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）	15

日程第11	議案第34号	葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例	17
日程第12	議案第35号	葛巻町清掃センター大規模改修工事の請負契約の締結 に関し議決を求めることについて	18
日程第13	議案第36号	江川中学校校舎及び屋内運動場耐震改修工事の請負契 約の締結に関し議決を求めることについて	18
日程第14	議案第37号	財産の取得に関し議決を求めることについて	19
日程第15	議案第38号	人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めること について	14
日程第16	議案第39号	人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めること について	15
【 認定第1号上程、説明 】			20
日程第17	認定第1号	平成26年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認 定について	
【 決算審査結果報告 】			23
監査委員決算審査結果報告			
【 発委第3号 】			27
日程第18	発委第3号	葛巻町議会総合条例の一部を改正する条例	
【 一般質問 】			
日程第19	一般質問		
	(1) 3番	柴田勇雄君	28
	(1) 町内の空家等利活用方策について		
	(2) マイマイガ幼虫大量発生に伴う町の対応策について		
【 承認第1号上程、説明 】			40
追加日程第1	承認第1号	葛巻町町税条例等の一部を改正する条例制定の専決 処分に関し承認を求めることについて	

平成27年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第1号）

議事日程告示年月日	平成27年6月25日（木）					
再開年月日	平成27年7月3日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	平成27年7月3日（金） 開議10時00分 散会14時24分					
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅早 席席刻退	議席番号	議員氏名	欠席の有無	議席番号	議員氏名	欠席の有無
	1	山崎 邦 廣	○	6	小谷地 喜代治	○
	2	大平 守	○	7	山岸 はる美	○
	3	柴田 勇雄	○	8	辰柳 敬一	○
	4	鈴木 満	○	9	高宮 一明	○
	5	姉帯 春治	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	1 番	山崎 邦 廣	6 番	小谷地 喜代治		
会議の書記	議会事務局長	澤口 節子	議会事務局総務係長	遠藤 政明		

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町 長	鈴木 重男	健康福祉課長	深澤口 和則
	副 町 長	觸澤 義美	農林環境エネルギー課長	中村 輝実
	教育委員長	千葉 洋一	建設水道課長	冬村 一彦
	農業委員会長	鈴木 努	教育委員会事務局教育次長	檜木 幸夫
	代表監査委員	馬 渕 文雄	病院事務局長	岩 泉 宇 昭
	教 育 長	中田 直雅	農業委員会事務局長	村 上 明 彦
	総務企画課長	丹 内 勉	総務企画課室長	波 紫 徳 彰
	政策秘書課長	山 下 弘 司	総務企画課財政係長	近 藤 桂 太
住民会計課長	村 中 英 治			

(開議時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

ただいまから、平成27年葛巻町議会を再開します。

本日の会議に先立ちまして、葛巻町民憲章の朗唱を行います。

この町民憲章は、昭和50年に議会で満場をもって決議したものであります。

制定後40年、葛巻町60周年の節目にあたり、より良いまちづくりを目指す町民の合言葉、町民憲章を全員で朗唱願います。

事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き、全員で朗唱願います。

町民憲章のしおりを準備の上、ご起立ください。

議会事務局長 (澤口節子さん)

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。

第1章、幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。

第2章、明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。

第3章、豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に、力を合せて生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

議長 (中崎和久君)

ご着席ください。

以上で、町民憲章の朗唱を終わります。

次に、副町長から発言の申し出があります。

去る4月の町職員の人事異動後、初めての議会でありますことから、職員の紹介をしたいということでありますので、これを許します。

副町長。

副町長 (觸澤義美君)

お疲れ様でございます。

4月の定期人事異動に伴いまして、当局の体制が変わりましたので、ご紹介をさせていただきます。

議員席から向かいまして、左側の席からご紹介をさせていただきます。参事兼農林環境エネルギー課長、中村輝実でございます。中村参事は、国の地方創生に係る人材派遣制度によりまして、今年の4月から農林水産省から派遣をいただいているところであります。続きまして、総務企画課長、丹内勉。政策秘書課長、山下弘司。健康福祉課長、深澤口和則。総務企画課財政係長、近藤桂太。

続きまして、議員席から向かいまして右側の席でございます。教育次長、檜木幸夫。

以上で、紹介を終わります。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（中崎和久君）

これで、職員の紹介を終わります。

これから、平成27年葛巻町議会7月定例会議を開きます。

ただいまの出席議員は、10名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、本定例会議の会議日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、2番、大平守君及び6番、小谷地喜代治君を指名します。

次に、日程第2、諸般の報告を行います。

はじめに、例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配布しています。ご参照願います。

次に、出張報告をします。

4月19日、紫波町町制施行60周年並びに新庁舎落成記念式典出席のため、紫波町に出張しました。

4月20日から21日まで、輝くふるさと常任委員会行政視察研修及び平成27年度葛巻町議会政務調査会定期総会出席のため、北上市及び西和賀町に出張しました。

4月25日、平庭高原の夕べ出席のため、久慈市に出張しました。

5月20日から22日まで、岩手県町村議会議長会政務調査会研修会出席のため、石川県及び富山県に出張しました。

5月26日から27日まで、全国町村議会議長会議長・副議長研修会出席のため、東京都に出張しました。

5月30日、二十山親方を囲んでの懇談会出席のため、久慈市に出張しました。

6月7日、陸上自衛隊岩手駐屯地創立58周年記念行事出席のため、滝沢市に出張しました。

6月8日、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会実行委員会総会出席のため、盛岡市に出張しました。

6月9日から10日まで、葛巻高等学校県外職場訪問同行のため、東京都及び神奈川県に出張しました。

6月29日、国道281号整備促進期成同盟会総会及び県要望会出席のため、盛岡市に出張しました。

同日、岩手地区議会議長会議長・事務局長会議出席のため、滝沢市に出張しました。

7月2日、岩手地区議会議長会第62回議員大会出席のため、雫石町に出張しました。

これで、出張報告を終わります。

なお、平成27年葛巻町議会3月定例会議から本日までにおいて、葛巻町議会総合条

例第121条第1項ただし書きにより、議長において議員を派遣したのは、お手元に配付した資料のとおりですので、これを報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、請願第3号、岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願を、議題とします。

この請願については、葛巻町議会総合条例第85条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。

ただいま輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました、請願第3号について、今会議中に審査を終え、最終本会議で委員長の報告を求めることとしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、請願第3号については、最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

お諮りします。

日程第4、報告第1号、平成26年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、日程第9、報告第6号、葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてまでの6件について、一括で説明を求めることにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、報告第1号から報告第6号までの6件については、一括で説明を求めることに決定しました。

順次、説明を求めます。

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

お疲れ様でございます。

それでは、報告第1号から報告させていただきます。

議案集の1ページをお開きいただきたいと存じます。

報告第1号、平成26年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

2ページをお願いいたします。

26年度の一般会計繰越計算書でございますが、2ページから3ページにかけてございますが、27年3月定例会議で議決をいただきまして、補正予算第6号による繰越明許費全部で18事業に係る分でございます。

このうち、一部発注も含めますが、12事業が発注済みでございます。うち、この表にございます、総務費の公共施設再生可能エネルギー等導入事業費、土木費の道路

改良事業費・寺沢線、それから、次のページですが、教育費の保健体育総務管理経費、総合運動公園のグラウンド改修工事に係る分でございますが、この3事業は既に完了、完成してございます。

未発注の4事業がございますが、これも、ほとんど今月中に発注する見込みで、現在事業を進めている状態でございます。

なお、繰越計算書の表中、繰越明許費の金額と翌年度の繰越額に差がある事業がございますので、若干ご説明しますが、3行目の総務費、定住対策推進事業経費につきましては、中村定住促進住宅ですが、26年度の出来高部分を除いた額でございます。

それから、6款の農業施設等管理経費は、乳製品加工施設に係るものでしたが、最終的に国庫補助事業としての採択が認められませんでしたことから、名許予算への計上を見送り、27年度予算での対応を図ることとしたものでございます。

最後に、次のページ、10款、5項の保健体育総務管理経費は、総合運動公園グラウンドの改修であります。実績見込額の精査によるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

報告第2号、平成26年度葛巻町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてでございます。

5ページをお願いいたします。

2件の繰り越しでございます。事故繰越しといたしました2事業は、平成25年度に繰越明許した事業のうちの一部の事業でございます。

議案資料の方ですが、1ページをご覧くださいと存じます。

議案資料1ページ、事故繰越事業の概要でございますが、1件は、1款、総務費、統計調査管理経費、町勢要覧作成業務でございます。繰越明許費3,200,000円の金額を事故繰越しとしたものでございます。

資料に経緯等を記載してございますが、記載した経緯等によりまして、事務上、仕様書の調整、あるいは原稿の校正等に予定以上の不測の日数を要した中でのものございまして、そういった事情の中で、例えば、総合運動公園のリニューアルや山村留学など60周年を迎えての重要事業等を町勢要覧に反映させたかったというような事情もございまして、やむを得なく事故繰越しとしたものでございます。

現在の進捗状況でございますが、60周年の式典の際にはダイジェスト版をお配りすることとしておりまして、現在、最終チェックをしてございます。本編の方は7月の納品予定で進めてございます。

もう1件は、農林水産業費、森林整備・林業等振興整備事業費、平庭の駐車場整備工事でございますが、同じく、資料記載の経緯等により、厳寒期での施工となることから、施工費、品質確保の観点から、厳寒期の工事を回避することとし、工期延長の措置をとることとなり、事故繰越しとしたものでございます。

金額は、駐車場整備事業の総額14,362,000円のうち、26年度の出来高を控除した7,820,000円でございます。

進捗状況でございますが、6月末で工事が完成し、現在、引き渡しを受けるための各手続を行っているというところでございます。

続きまして、議案集の8ページをお願いいたします。

報告第4号でございます。平成26年度葛巻町の資金不足比率についてでございます。

本定例会議に決算の認定をお願い申し上げます。病院事業会計に関するものでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、資金不足比率を次のとおり報告申し上げます。

葛巻町国民健康保険病院事業会計の資金不足比率はございません。健全化法の制度上で用いられる数値でございますので、病院会計の決算とは多少一致しない部分がございますが、流動資産が551,395,000円、流動負債が69,572,000円となりまして、流動資産が流動負債を上回りますことから、資金不足は発生せず、いたがしまして、資金不足比率もゼロというものでございます。

9ページをお願いいたします。

報告第5号でございます。葛巻町町税条例等の一部を改正する条例制定の専決処分報告についてでございます。

10ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。平成27年3月31日付けでの専決処分書となっております。

以下、条文につきましては、11ページから44ページまでと、かなりの量がございしますので、条文が多ございますので、内容説明につきましては、要点を整理しました議案資料の方で行わせていただきたいと思います。

資料の2ページをお願いいたします。

まず、1、改正の趣旨でございますが、地方税法及び関係政省令等の一部改正が平成27年3月31日に公布されたことを受けましての、所要の条文等の改正でございます。

2の条例改正の背景ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー制度の施行や、消費税の引き上げが先送りされたことなどに伴い行われました地方税制上の法改正等を受けましての町税条例の一部改正でございます。

税目ごとの改正ポイントにつきましては、以下のとおり、全部で7項目になってございますが、お目通しをお願いしたいと思います。

3ページをお願いいたします。

条例改正の概要ですが、各税目ごとにポイントを整理してございまして、(1)は、平成28年から運用されますマイナンバー制度が施行されることに伴い、その下の表の中に列挙されております、例えば、町民税の申告、あるいは、町民税の減免等の申告、あるいは、減免申請等を行う際には、申告あるいは申請には、本人であることを識別するために、これまでの住所、氏名に加えて、個人番号、法人の場合は法人番号になりますが、の記載が必要になることを規定したものでございます。

次の、(2)の町民税の①ですが、町税条例が条文中、条例中で引用しております地方税法の条項番号に、法の一部改正に伴いまして、ずれが生じたので、条番号等を整理するものでございます。

内容の変更はございません。

次の、②の一つ目、附則第9条の関係でございしますが、ふるさと納税に係る、いわゆるワンストップ特例制度が設けられましたことから、条例上も、この制度を運用するために所要の措置を講じるものであります。

二つ目、三つ目の段につきましては、課税実績がないことから省略させていただきまして、4ページをお願いいたします。

③でございしますが、今回の改正条例案では、附則第7条の3の2の関係でございしますが、住宅取得控除、いわゆる住宅ローン減税の適用期限を延長するというものでございます。

現在、平成29年までに居住を開始した場合に10年間、平成39年まで控除を受けられますが、居住開始の適用年限を平成31年までとし、したがいまして、控除期間も10年後の平成41年まで延長するという改正内容であります。

(3)の固定資産税ですが、①は、引用している地方税法の条項等のずれを整理するものでございます。

②は、課税実績がございませんことから、③についてでございます。今年度、3年に一度の評価替えが行われますことから、固定資産税の課税特例の期間を延長するものでございます。

次のページをお願いいたします。

(4)軽自動車税でございます。先に②の方をご説明申し上げます。

昨年の方地方税法の一部改正を受けまして、平成26年3月31日付で、条例第7号によりまして、原付自動車は平成27年度から、あるいは軽自動車の税率は平成28年度から引き上げる条例を改正したところでございました。

今般、地方税法の一部改正の、さらに一部改正で、当該税率の適用が1年間延長されたことに伴いまして、この改正に併せて、27年では現行税率のまま、26年度の税率と同じになりますが、の税率で課税するというようなことの措置をとるための関係条文の整理でございます。

また、表の真ん中にございます、3輪のもの、4輪のものについては、いわゆるエコカー減税制度が新たに設けられたことから、関係条文を整理したものでございます。その内容につきましては、上の表の①の表でございます。

ご覧のとおりとなっておりますが、この税につきましましては、今年度中に新車等を取った場合に、28年度の課税分に限り、減税になるというような内容となっているものでございます。

6ページをお願いいたします。

(5)たばこ税でございます。現行の附則第16条の2におきまして、旧3級品の製造たばこの税率を2,495円とする特例規定が設けられておりますが、この条項を削除するものでございます。削除することによって、税率は一般品と同じになりますが、経過措置を設け、平成31年度から一般品と同税率となるように措置するものでございます。

(6)特別土地保有税でございます。特別土地保有税の課税は固定資産税との関係がございしますので、固定資産税に準じて特例期間を3年間延長するものでございます。

(7)国民健康保険税でございます。127条は課税限度額をそれぞれ表のとおり引き上げるものでございます。いわゆる基礎課税額を510,000円から520,000円に、後期高齢者支援金等課税額は160,000円から170,000円に、介護納付金課税額は140,000円から160,000円にするというものでございます。

それから、148条は軽減判定の基礎となる1人当たりの所得の基準を変更するものでございます。5割軽減対象世帯の場合ですと、245,000円を260,000円に、2割軽減世帯の場合450,000円を470,000円に変更するというものでございます。

この場合、このことによりまして、軽減される範囲がそれぞれ拡大される、軽減される人が、ケースが増えるということになってくるものでございます。

税条例の改正の関係は以上でございます、議案集の45ページの方をお願いいたします。

報告第6号でございます。葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告についてであります。

46ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。平成27年3月31日付での専決処分となっております。

次のページ、47ページをお願いいたします。

改正事項につきましては、4月1日施行の国民健康保険法の一部改正が行われたことに伴いまして、国保法を引用している条項を整理するものであります。

内容は、第8条中、第72条の4を第72条の5に改めるものでございます。内容の変更を伴うものではございません。

附則でございます。この条例は、平成27年4月1日から施行するというものでございます。

以上、報告5件の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（岩泉宇昭君）

報告第3号について、ご説明申し上げます。平成26年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算中支出予算の繰越額の使用計画の報告についてでございます。

7ページをお開きください。

平成26年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書でございます。この繰り越しは、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額です。

葛巻病院建設事業費として、総額146,400,000円を予算計上したものでございますが、説明の欄にありますように、設計の策定調整に日数を要したためでございます。つきましては、予算計上額のうち140,100,000円を繰り越したものでございます。

以上、3号のとおりご報告申し上げます。どうぞよろしくご理解を賜りたいと思っております。

議長（中崎和久君）

これで、説明を終わります。

これから、質疑に入ります。

報告第1号、平成26年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

報告第1号、平成26年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを、終わります。

次に、報告第2号、平成26年度葛巻町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

3番、柴田勇雄君。

3番（柴田勇雄君）

統計調査費の管理経費、これは事故繰越しというようなことでございますので、特にお伺いをいたしたいと思っております。

内容は町勢要覧、普通であれば、町の会計は単年度会計で処理していくべきものでございますけれども、こういったような60周年を記念しての町勢要覧を作成しているというような中身ではございますけれども、既に、この予算措置等も26年度中に予算措置されており、準備期間等も十分なはずではなかったかと、そのように思っております。

それで、この理由書には、視覚的に魅力ある要覧としてというような用語等を使っておりますが、このような形になりますと、すべてが事故繰越しが可能になるということにも考えられます。したがって、こういったような部分については、60周年記念は今年度行われるということが、もう想定されているわけでございますから、こういったような部分については、こういったような事故繰越しのないような方策が、私は必要と考えます。それで、このように至った制作の工程はどのような結果で、このようになったのか、詳しくお伺いをいたしたいと思います。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

本事業につきましては、具体的には、本編とダイジェスト版、それから、表紙カバーというものを作るということで、今、進めてございました。

それで、今回、町勢要覧につきましては、県内で初めてということですが、カード式というものを採用するというので、カード式というのは、冊子ではなくて、それぞれの項目を1枚1枚、別々に作るということで、例えば、それが変わった場合には、いつでも差し替えられると、恒久性を持たせる、そういったメリットもございますけれども、そういったものに切り替えるという中で、先ほど申し上げました60周年をにらん

でのいろいろな主要事業等を盛り込みたいという中で、いろいろ仕様の調整等に時間を要したというものでございます。

契約につきましては、平成 27 年 3 月 2 日に行いまして、27 年 7 月 31 日ということにしたわけでございます。

とは、申しまして、ここの部分について、事務的な部分につきまして、事故繰越し、当然、あるべき姿ではないと十分思っておりまして、本来、繰越明許ですので、26 年度に完成させるべきものだったと思っております。そのことにつきましては、これのみならず、こういったことが発生しないように、いろいろな事務を再度点検してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

3 番（柴田勇雄君）

いずれ、町勢要覧ですので、年度に合わせるというよりは、こういったような書き方をすれば、60 周年の合併記念日に合わせるというような色彩が強いわけですよ。あらかじめ、このようなものは分かっているわけですから、特に総務費という趣旨から考えますと、他課への影響もあるわけです。他課でも、このようなものを乱発したならば大変ではないですか。ですから、やはり総務費については、一番管理をする総務費でございますので、こういったような部分については、こういったような事故繰越しのないような中身で、補正で減額するとか、そういったような措置もあつたらうというように思っております。こういったようなことは現に、今後、慎むべき問題であろうと、このように思っております。見解があつたら述べてください。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

おっしゃるご指摘等につきましては、自覚してございまして、さらに十分、認識、自覚する必要があると思っております。再度、内部事務等を点検いたしまして、事故繰越し等が発生しないように努めてまいりたいというように考えてございます。

議長（中崎和久君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

報告第 2 号、平成 26 年度葛巻町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを、終わります。

報告第 3 号、平成 26 年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算中支出予算の繰越額

の使用計画の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

報告第3号、平成26年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算中支出予算の繰越額の使用計画の報告についてを、終わります。

次に、報告第4号、平成26年度葛巻町の資金不足比率について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

報告第4号、平成26年度葛巻町の資金不足比率についてを、終わります。

次に、報告第5号、葛巻町町税条例等の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

3番、柴田勇雄君。

3番 (柴田勇雄君)

この条例案につきましては、2回訂正の連絡が入りまして、昨日、最終的に渡ったのもございますが、町税条例については、中身からして、議会総合条例で委任している規定に当たるのかどうか。これを根拠にして提案しているわけですが、これは葛巻町の議会総合条例では三つしか委任をしております。こういったような町税条例、特にも税率改正を含めたような専決処分を、町議会条例では決して委任しているとは思っておりません。これを根拠にしての提案は何なのか。私から言わせれば、こういったような部分については、179条の根拠規定が本来の姿ではないかと、総合条例は適用にならない問題ではないのかなと思うのですが、これが2回も訂正文として出されてきているわけですが、私は、そのように解釈しております。総合条例は全く、こういったような部分については該当になっておりません。見解をお伺いいたします。

議長 (中崎和久君)

総務企画課長。

総務企画課長 (丹内勉君)

まず、訂正を2回ほど出したということにつきまして、議員の皆様にお詫び申し上げたいと思います。係ることのないように、事前のチェックを十分していかなければならないというように思っております。

それから、専決の根拠条例、法規の拠り所でございますが、従前ですと179条1項で行ってきた経過がございます。

それで、会期の関係で、総合条例ができてから、26年度もそうですけども、その部分を180条の1項で運用するというようなことで行ってきておる、そういった経過を踏まえて、従前どおりの考え方でやったということでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

3番（柴田勇雄君）

自治法の179条で、町長が招集する暇がないときには専決処分するというような法的な根拠で専決処分ができるわけですから、この部分については、葛巻町の議会総合条例の部分については何ら関係なくて、179条ですんなり専決処分、招集する暇がないと認めたとすれば、町長もできるというような規定を、まず、お間違えのないようにした方がよろしいのではないのかなど、私はそのように考えております。

この町税条例は、179条の正にそれに当たるのではないかと、葛巻町の議会総合条例については、何ら、この総合条例の第9条の、最初は1号、次は3号になってきまして、3号は議会では簡易な事項しか委任していないのですよ。それを、町では専決処分できるという規定なのですよ。そこを間違えば、提案理由から何から、また、こういったような私は間違いになるのではないかと、その根拠をはっきり示さなければ、いつまで経っても、この訂正が続くのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

分かりやすく解説しますと、次の国保の条例の一部改正は、正にこの条文に当たるわけです。今回の、この町税条例の改正については、この根拠規定が私は当たらない、そのように解釈しております。もう一度その考えについて、お伺いをいたします。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

これまでも、この時期の改正は、今回もそうありますが、国の準則と申しますか、そういったようなものが示されまして改正されているものであります。したがって、従来どおりの対応と申しますか、この時期の専決処分ということになったものであります。そういう中で、今179条の町長からの専決処分ということですが、今回の議会の総合条例に基づいての、この整理をいたしましたのは、そういう中で、国の準則が示されてのものでございましたので、そういう解釈の基に、今回、総合条例に基づいての規定で提案をさせていただいているものであります。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

3番（柴田勇雄君）

こういったような引用する部分については、議会事務局との事前の打ち合せとか、そのようなことはやっているのですか。例えば、この条項に、これは該当しますかというようなことで、この議会総合条例ですから、議会の方の提案で、こういったような議決

をしているわけです。そういったような疑義があるような場合には、議会事務局の担当の方とも、よく事前協議の上、こういったようなことはしなければならない。

それから、これも、ひとつ分かっておいていただきたいのですが、議会が町に委任する規定、簡易なものなのです。指定したものでなければダメなのです。町税条例が、法律が改正したからといっても、国保の限度額の引き上げが含まれているでしょ。私から言わせれば、この条文では無理があるのです。それでも、これで押し通す気なのですか。私は、この総合条例の第9条第3号の該当には当てはまらない。私は、そのように思っております。どうですか。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

議会との事前の打ち合わせがあったかというようなこともございましたので、これを提出する件につきましては、議会事務局の方とも、この解釈の部分については協議はさせていただきました。

そういった中で、ただいま十分な部分が、あるいは不足していたかもしれません。ただ、その通年議会等の関係の中で、前回もそうでしたけども、そういった経緯を踏まえての対応でございました。今、結論的に、どちらがどうというのは、私自身、整理がついてございませんけども、経緯といたしましては、そういった経緯を踏んでございます。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今、総務企画課長から申し上げましたように、議会の方とも協議しながら、こういう提案をしたところであるということですが、今後の、こういう対応の関係もございまして、時間をいただきまして、少し協議をさせていただきたいと、このように思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

3番（柴田勇雄君）

こういったような条文、ここで、このまま議決すれば、一回、間違っただような条文での議決になりますので、ここで、しっかりと精査してもらわなければ困るわけです。議会ですからね。根拠規定がはっきりしていないものを提案、そして、それを議決したとなったら、重大な瑕疵ある議決ではないかと、私はそう思うのですよ。もう2回も既に訂正しているわけですから、そのような、しっかり提案になっているわけですから、

ここの分については179条でやるとなれば、私は、それで訂正になるかとは思っておりますけれども、その辺のところも、もう少し考えていただいて、これを、このまま私は鵜呑みにするわけにはいきません。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

先ほども申し上げましたが、したがいまして、協議をさせていただきたいと、そういうお願いでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

3番（柴田勇雄君）

協議をさせていただきたいということは、どのような協議なのか分かりませんが、いずれ、これが報告ですから、これで終われば、すんなり終わってしまうわけですよ。訂正するのであれば、ここで訂正するしかないわけですよ。その辺はどうなのですか。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

時間を少し、今、休憩をいただいて、協議をさせていただいて、対応させていただきたいという意味でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

ここで、暫時休憩いたします。

（休憩時刻 10時48分）

（再開時刻 11時09分）

議長（中崎和久君）

休憩中のところ、再開します。

総務企画課長から発言の申し出がありますので、これを許します。

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

大変、時間をとらせまして、申し訳ございませんでした。

この報告第5号の提案につきましては、提案の手法として、前回の手法等を重要視しまして、踏襲した形での提案をさせていただいたわけですが、改めて協議しました結果、今回、報告第5号はいったん取り下げをさせていただきたいというように思います。それで、改めて、内容につきまして提案というようにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（中崎和久君）

ただいま、総務企画課長から、報告第5号、葛巻町町税条例等の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について、取り下げしたいとの申し出がありました。

お諮りします。

報告第5号については、申し出のとおり取り下げすることに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、報告第5号、葛巻町町税条例等の一部を改正する条例制定の専決処分の報告については、取り下げすることに決定しました。

次に、報告第6号、葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

報告第6号、葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを、終わります。

お諮りします。

日程第10、議案第33号、平成27年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）から、日程第16、議案第39号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてまでの7議案を、一括議題としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号から議案第39号までの7議案を、一括議題とすることに決定しました。

順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（鈴木重男君）

はじめに、人事案件の提案をさせていただきます。

議案第38号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所、葛巻町葛巻第12地割37番地23。氏名、藤岡徹。生年月日、昭和23年9月28日生まれ。なお、藤岡徹氏に関しましての経歴書は添付しておりますので、お目通しを

いただきたいというように思います。

続きまして、議案第39号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所、葛巻町葛巻第56地割95番地。氏名、荒谷光子。生年月日、昭和29年11月10日。

任期につきましては、お二人とも、平成27年10月1日から平成30年9月30日までであります。

なお、藤岡徹氏につきましては継続でお願いをいたしたいというものでありますし、荒谷光子さんに関しましては、これまで委員でありました深沢進氏から代わるものであります。

よろしくどうぞお願いいたします。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

提案理由をご説明申し上げます。

補正予算書と議案資料をご準備いただきたいと存じます。

資料の方は、7ページでございます。

議案第33号、平成27年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）でございます。

今回の補正は、歳出では、老人福祉施設管理経費、商工振興事業費及び基金積立金等を増額するほか、歳入では、純繰越金、国庫支出金、県支出金及び町債等の増額が主な内容であります。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。予算の総額に、それぞれ396,261,000円を追加いたしまして、予算の総額を、歳入歳出それぞれ6,197,928,000円とするものでございます。

第2条、債務負担行為の補正でございます。第2表でご説明申し上げます。

第3条、地方債の補正でございます。第3表でご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。中小企業振興資金利子補給に係る債務負担で、今年度当初予算で設定いただいたものの変更でございます。

金融機関へ5,000,000円を預託しまして、その10倍の50,000,000円を融資枠とし、融資した場合の利子補給及び保証料を補給をするというものでございますが、現在、申込み希望が多く、既に枠一杯の貸し付けが実行されているという状況でございます。こうした状況を踏まえ、町内の中小企業商工業の振興の観点から、融資枠を倍の1億円まで拡大するように融資総枠を変更するというものでございます。期間等の変更はございません。

6ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。変更でございますが、今回、増額補正を提案させていただきます養護老人ホーム改築に係る事業費の財源として起債を充てるために、借入限度額を27,000,000円から59,600,000円を増額いたしまして、86,600,000円にするものでございます。その他、借入条件に変更はございません。

8ページをお願いいたします。

最初に、歳入歳出事項別明細書総括の歳出の方でございますが、総務費309,350,000円、民生費62,208,000円、商工費8,700,000円の増額補正が主で、歳入の方は7ページでございますが、繰越金317,333,000円、町債59,600,000円の増額補正が主なものとなっております。

11ページをお願いいたします。

歳出の方から、主な内容についてご説明いたします。

2款、総務費、6目、企画費、自治総合センターコミュニティ助成金2,400,000円ですが、いわゆる宝くじ助成でございます。下冬部七ツ物保存会が、太鼓、音響設備等の備品を整備するものであります。

12ページをお願いいたします。

7目、環境エネルギー推進費でございます。公共施設再生可能エネルギー等導入工事8,800,000円は、小屋瀬小学校及び江川中学校に設置する予定の太陽光発電設備工事の工法一部見直しによる増額でございます。

10目、基金管理費では、前年度繰越金の2分の1を基金に積み立てなければならないという財政上のルール等がございますが、これらを踏まえまして、公共施設等整備基金に積み立てることとし、積立額を290,000,000円とするものであります。

なお、基金の状況等につきまして、あるいは27年度末の残高見込額等につきましては、資料の下段の方に、参考、基金の状況として載せてございますので、お目通しいただきたいと思っております。

13ページをお願いいたします。

3款、民生費、4目、老人福祉施設費では、養護老人ホーム建設に向けて、建設予定地等の目途が立ちましたことから、用地取得、あるいは造成工事費等の事業費59,600,000円を予算措置し、事業を進めるというものでございます。

14ページをお願いいたします。

4款、衛生費、5目、診療諸費では、今年度新規に創設しました看護職員等養成修学資金貸付制度の運用に向けまして、1,550,000円の措置でございます。

15ページをお願いいたします。

7款、商工費、2目、商工振興費では、先ほどの債務負担の変更に係るものですが、総枠1億円の融資に相応する利子及び保証料の補給分として3,000,000円、預託金5,000,000円を増額し、町内中小企業資金調達を支援するというものでございます。

16ページをお願いいたします。

10款、教育費、2目、公民館費でございます。自治公民館等環境整備事業費では、現在、町有の地区センター等につきましては駐車場の舗装化などを順次、計画的に行っ

ているわけですが、これらの取り組みを自治公民館にまで拡大して、地域のコミュニティ施設としての環境整備を推進、充実したいというものでございます。

それでは、歳入の方ですが、9ページにお戻りいただきたいと思っております。

13款、国庫支出金、1目、総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金10,454,000円でございます。マイナンバー導入に係る住基システムの改修等のための補助でございますが、4月に交付額の内示が示されましたことからの計上でございます。

14款、県支出金、1目、総務費県補助金、再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業費補助金8,800,000円。先ほど、歳出の小屋瀬小、江川中の太陽光発電の工事等の分に対応する補助でございます。

17款、繰入金及び18款、繰越金は、26年度からの純繰越金317,333,000円を計上したことによりまして、当初予算で措置しております財政調整基金の繰り入れを減額する調整を図ったものでございます。

10ページをお願いいたします。

19款、諸収入、1目、貸付金元利収入、中小企業振興資金融資制度預託金回収金5,000,000円は、これも先ほどのものの関連でございますが、預託金の精算が1年単位で行われますことから、今年度預託したものは今年度末に全額返還されるものでございます。したがって、その額、今回、補正分の5,000,000円でございます。ちなみに、新年度になりますれば、改めて預託し、返還というような手続きをとるものでございます。

20款、町債は、養護老人ホーム改築事業の、今回、増額補正分の財源として、全額過疎債を見込むものでございます。

続きまして、補正の方は以上でございます、議案集の48ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第34号、葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例でございます。

資料の方8ページをお開きいただきたいと存じます。

資料ですが、改正の趣旨ですが、中村地区に整備を進めておりました定住促進住宅が6月末に完成しましたことから、設置条例を整備しようというものでございます。

施設の概要でございますが、住宅の名称、中村定住促進住宅。

所在地は、14分団屯所地の一角でございます、江川第15地割14番地1。

木造2階建ての集合住宅1棟でございます。1階は家族向け、2戸、2LDKで1戸当たり62平米、119坪。そして、今回、2階に新たに单身用を4戸整備してございます。1LDKで、1戸当たり32.84平米、約10坪。合わせて、6戸、295.33平方メートルでございます。間取り等につきましては、資料をお目通しをお願いしたいと存じますが、オール電化、あるいはキッチン、トイレ等、若者向けを意識した仕様しております。

議案集に戻っていただきまして、条例の方ですが、第1条は、中村定住促進住宅の項目を追加するものでございます。

第2条第2号は、入居資格について、40歳未満の年齢要件の判定を、入居時と明確

にするという趣旨のものでございます。

3号は、今回、単身向けの居住を整備しましたことから、親族の同居要件を削除するというものでございます。

第4条につきましては、一つ目は、改正後の第1項ですが、改正前は次ページですが、家賃を表にして表記しておりましたが、これを条文形式に改めるものでございます。家賃の設定内容に変更はございません。

二つ目は、改正後の2項でございしますが、30歳未満の若者だけの場合は通常の半額とするという家賃区分を新たに設けるというものでございます。

今回、単身用を用意いたしまして、経済的に生活基盤が安定していない若い世代、あるいは、一度は親元から自立、独立を希望している若い世代、特に20代の若者に住宅を提供し、若者世代の町内の定住促進を促進させるというのが趣旨の中で、家賃につきましても、若者が魅力と思えるような料金設定を目指したというものでございます。

議案集の50ページをお願いいたします。

議案第35号、葛巻町清掃センター大規模改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。

葛巻町清掃センター大規模改修工事の請負契約の締結に関し、議決を求めるものでございます。

工事の名称は、葛巻町清掃センター大規模改修工事。

工事場所、葛巻町葛巻第7地割10番地。通称、乱吉沢でございます。

契約の方法は、指名競争入札。

契約金額が、374,760,000円。

契約の相手方が、株式会社アクトリー様でございます。

資料の9ページの方をお願いいたします。

事業概要ですが、県央ブロックごみ処理広域化計画に基づき建設予定のごみ処理施設の稼働が平成41年度からの計画でありますことから、築21年経過し、老朽化が進んでおります町の清掃センターを、それまでの使用に耐えられるように、延命化工事を行うものでございます。

工事内容につきましては、メインとなります焼却炉及び再燃焼室改修等を行う燃焼設備工事をはじめ、ご覧の6項目からなる大規模改修でございます。

工事期間は、平成27年7月8日から27年12月28日までを予定しているものでございます。

この間のごみ処理は、9月から12月までの見込みであります。八幡平市の清掃センター様の方に業務を委託する予定で進めてございます。

議案集の51ページをお願いいたします。

議案第36号、江川中学校校舎及び屋内運動場耐震改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。

江川中学校校舎及び屋内運動場に係る耐震改修工事の請負契約の締結に関し、議決を求めるものでございます。

工事の名称は、江川中学校校舎及び屋内運動場耐震改修工事。

工事場所、葛巻町江川第16地割54番地2。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額が、68,619,960円。

契約の相手方が、株式会社丹野組様でございます。

資料の方10ページをお願いいたします。

事業概要ですが、昨年度実施いたしました耐震診断の結果を踏まえまして、施設の安全確保の観点等から、耐震改修工事を行うものでございます。

工事内容は、校舎につきましては、工事による休校の措置等の必要のないこと等の理由によりまして、パラレルユニットフレームと呼ばれる工法での、ブレース、筋交いのことのようにも、ブレースの補強及び地震の衝撃を緩和する目的の耐震スリットと呼ばれるすきまを設置するものでございます。

屋内運動場につきましては、鉄骨ブレース、筋交いの増設という内容でございます。

工事の期間は、平成27年7月8日から平成28年2月26日までの予定をしているものでございます。

議案集の52ページに戻っていただきたいと存じます。

議案第37号、財産の取得に関し議決を求めることについてでございます。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法の規定により、議決を求めるものでございます。

契約の目的は、葛巻町消防団第3分団及び第4分団配属の消防ポンプ自動車の更新でございます。

取得する財産は、消防ポンプ自動車、CD-I型4輪駆動車、2台でございます。

契約金額が、41,472,000円。

契約の相手方は、互光商事株式会社様でございます。

資料11ページも併せてご覧いただきたいと思っております。

現行の車両は、2台とも平成5年に更新したものでございまして、20年以上経過しているものでございます。

車両規格のCD-I型は、これまで他の分団にも配属しているものと同型で、ダブルキャブと呼ばれる座席が2列のダブルシートで、ディーゼルエンジン、乗車定員5人という規格のものでございます。ポンプ性能につきましても、A-2級と称されるもので、これも他の分団のものと同型でございます。

その他、今回、これまでの車両にはないポンプ機械の内部がディスプレイで簡単に表示され監視できる最新の機能を備えている車両でもございます。

納入期限は、平成28年2月28日としてございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております、議案第33号から議案第39号までの7議案について

は、葛巻町議会総合条例第46条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。

ただいま、輝くふるさと常任委員会に付託しました、議案第33号から議案第39号までの7議案について、今会議中に審査を終え、最終本会議で委員長の報告を求めたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号から議案第39号までの7議案については、最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

次に、日程第17、認定第1号、平成26年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定についてを、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務局長。

病院事務局長（岩泉宇昭君）

それでは、認定第1号、平成26年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

まず、最初に、17ページをお開き願いたいと思います。

事業報告書でございます。

はじめに、1、概況について申し上げます。(1)総括事項ですが、平成26年度は、中期経営計画の目標達成に向けて、様々な取り組みの実践に努めてきました。

診療においては、常勤医師、非常勤医師を合わせ5人体制に常勤医師1名が加わり、さらに岩手県立中央病院をはじめ岩手医科大学、八幡平市西根病院からの医師の診療応援を継続することにより、地域住民が安心して診療が受けられる医療体制づくりに努めました。また、新病院改築の基本設計が3月に確定しました。

26年度は、新たに4月から延長診療、9月からフットケア外来を始めました。延長診療は延べ366件、フットケア外来は27件の利用がありました。また、25年度より引き続き訪問診療を行い、延べ47件の利用がありました。

ア、患者の状況ですが、一般病床数60床、介護療養型病床数18床、職員数46人体制により、入院、外来患者合わせて年間延49,051人、前年度比で1,137人、3.2パーセントの増となっております診療を行いました。

このうち、年延入院患者数は、一般病床9,651人、一日平均26.4人で、前年度比で1,483人、18.2パーセントの増加、介護療養病床は5,348人、一日平均14.7人で、同418人、7.2パーセント減少しました。外来患者は34,052人、一日平均139.6人で、前年度比で72人、0.2パーセントの微増となっております。

病床利用率は、一般病床が44.1パーセント、前年度比で18.2ポイント増、療養病床は81.4パーセントで、前年度比で7.6ポイントの減で、全体では52.7パーセント、前年度比で7.2ポイントの増と、昨年度を上回っております。

次に、19ページをお開き願います。

2の工事等について申し上げます。

(1)建設改良事業の概要ですけれども、アの建物ですが、医師住宅1棟、15,521,976円。

イの医療器械購入内訳の主なものですけれども、システム生物顕微鏡999,000円、血圧脈波検査装置が2,862,000円などとなっております。

また、エの建設仮勘定内訳でございますが、土地、物件移転補償費を含むものでございますが、135,360,393円、基本設計費が17,258,400円、造成設計、敷地測量を含むものでございますが、その他に、上下水道管の移設設計で6,285,600円で、総額158,904,393円となっております。

以下の決算附属書類の説明は省略させていただき、決算報告書及び財務諸表で説明させていただきます。

1ページをお開き願います。

1ページから4ページの決算報告書について、ご説明申し上げます。

発生主義の公営企業である病院事業の決算につきましては、基本的に消費税を除いた税抜きで調整することとなっておりますが、予算制度を採用していることから、実績を示す決算報告書につきましては、税込みで構成されています。予算額と対比する意味で、税込みでの作成となっているものでございます。

はじめに、1ページから2ページの収益的収入及び支出でございます。

決算額のみ、ご説明申し上げます。

収入の第1款、病院事業収益は、第1項から第3項まで合わせて905,278,163円の決算額となりました。

予算額との比較では64,862,837円、6.7パーセントの減。25年度との比較では76,033,696円、8.4パーセントの増となっております。

仮受消費税は3,171,135円となり、収益905,278,163円から、この額を控除しますと902,107,028円で、税抜きの総収益額と一致するものでございます。

支出の第1款、病院事業費用は、第1項から第3項までを合わせて1,315,903,604円の決算額となりました。

予算額との比較では71,669,396円、5.2パーセントの減。25年度との比較では517,963,976円、60.6パーセントの増となっております。

仮払消費税は13,894,043円となり、費用1,315,903,604円から、この額を控除し、総支出として費用化した控除できない消費税18,850,570円を加えると、1,320,860,131円で、税抜きの総費用額と一致するものでございます。

この結果、収入総額905,278,163円から支出総額1,315,903,604円を差し引いた税込みでの純利益はマイナスの410,625,441円となり、25年度との比較ではマイナスの379,320,602円となっております。

次に、3ページから4ページの資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

収入の第1款、資本的収入は、第1項から第5項まで合わせて208,668,401円の決算額となりました。

予算額との比較では、マイナスの128,107,599円、38パーセントの減となっております。

支出の第1款、資本的支出は、第1項から第3項までを合わせて198,029,671円の決算額となりました。

予算額との比較では150,766,329円、43.2パーセントの減、平成25年度との比較では138,343,194円の増となっているものでございます。

次に、財務諸表に移りまして、8ページをお開き願います。損益計算書をご説明申し上げます。

この計算書は、3条予算の税抜き収支に対応し、1年間の経営成績を表すものでございます。

1の医業収益でございますが、(1)入院収益から(5)介護サービス事業収益までを合わせて600,033,707円となり、平成25年度と比較しまして3.9パーセントの増となっております。

2の医業費用は、(1)給与費から(6)研究研修費まで合わせて865,067,375円となり、25年度との比較では8.4パーセントの増となっております。

医業損失、医業収益から医業費用を差し引いた医業収支は、損失の265,033,668円となります。この収支の割合である医業収支比率は69.4パーセントとなり、25年度に比べ1.4ポイント減となっております。

医業外収益は、(1)受取利息及び配当金から(7)その他医業外収益までを合わせまして251,673,321円となり、平成25年度と比べまして14パーセントの増となっております。

医業外費用は、(1)支払利息及び企業債取扱諸費から(3)その他医業外費用まで合わせて21,717,186円となり、25年度と比べまして55.3パーセントの増となっております。

経常損失でございますが、医業費用に医業外収支を加えた経常収支は35,077,533円の損失となります。経常収支比率は96パーセントとなり、25年度に比べて1.1ポイント減となっております。

特別利益は50,400,000円となり、平成25年度と比べまして0.8パーセント増となっております。

特別損失は434,075,570円となり、平成25年度と比較すると、433,513,264円の増となっておりますが、これは会計制度の改正により、退職手当引当金繰入、賞与引当金繰入など、その他特別損失を計上したことによるものでございます。

この結果、当年度純損失は418,753,103円となりました。平成25年度と比較しますと392,243,921円の増となりました。

当年度純損失に前年度繰越欠損金208,717,862円を合わせた当年度末処理欠損金は627,470,965円となりますが、従来の会計制度で見た場合でございますけれども、この208,717,862円の前年度繰越欠損金から、9ページにございます剰余金計算書の当年度純益14,309,224円を引いた額、190,400,000円余が欠損金額となり、累計で2億円を下回る事となります。

次に、13ページから14ページの貸借対照表について、ご説明申し上げます。

この表は、財務状況を明らかにするため、一定の時点において、保有するすべての資産、負債及び資本を総括的に表示した報告書でありまして、年度末の状況を表しております。

資産の部は、1、固定資産と2、流動資産で、固定資産は、有形固定資産から投資その他の資産まで合わせた減価償却未済高が498,391,462円となり、25年度との比較では50,057,794円、11.2パーセントの増となっております。

流動資産は、(1)現金及び預金から貯蔵品まで合わせまして573,644,642円で、25年度比較では40,021,414円、7.5パーセント増となり、資産合計は1,072,036,104円で、25年度比較では90,079,204円、9.2パーセントの増となっております。

負債の部では、3の固定負債から5の繰延収益まで合わせて690,900,710円となり、25年度比較では659,701,064円の増となっております。

不良債務でございますが、流動資産が573,644,642円で、流動負債が91,674,192円ということで、流動比率は、理想とされる200パーセントを大きく上回る625.7パーセントでございます。不良債務は発生してございません。

資本の部の資本金は、自己資本金997,606,359円となり、25年度との比較では126,981,401円、14.6パーセントの増となっております。

剰余金は、資本剰余金及び利益剰余金を合わせて、マイナスの616,470,965円となり、25年度との比較では595,952,534円となっております。

以上、決算報告書及び財務諸表についてご説明申し上げましたが、17ページ以降の決算附属書類につきましては、財務諸表の詳しい資料となっております。説明は割愛させていただきますけれども、ご参照の上、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げまして、平成26年度病院事業会計決算の認定に係る提案説明を終わらせていただきます。

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

ここで、平成26年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算審査の結果について、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、馬淵文雄君。

代表監査委員（馬淵文雄君）

お疲れ様でございます。

お手元の意見書をご覧になっていただきたいと思っております。

平成26年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算審査意見書でございます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成26年度の葛巻町国民健康保険病院事業会計決算書と証書類を審査しましたので、次のとおり意見を付するものでございます。

第1、審査の対象ですが、平成26年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算でござ

います。

第2、審査の期間ですが、平成27年6月19日から6月26日までであります。

第3、審査の方法ですが、審査にあたっては、決算書及び財務諸表等が地方公営企業法及び関係法令等に準拠して作成され、経営成績及び財政状態が適正に表示されているか、また、計数に誤りがないか諸帳簿と照合し、不明な点は担当者の説明を求めて審査いたしました。

第4、審査の結果ですが、審査に付された決算書、財務諸表及び決算附属書類は、地方公営企業法及び関係法令並びに企業の財務に関する諸規則に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。

また、これらの計数は、諸帳簿と照合審査した範囲では、いずれも誤りがないと認められました。

なお、26年度決算より地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令等に基づく、地方公営企業会計基準、新会計基準を適用しております。

それでは、経営の成績及び予算の執行状況を申し上げます。

決算状況の詳細な内容は、各項目別の表に示しておりますが、その表の説明につきましては、割愛させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

はじめに、26年度の患者数の動向は、次の表のとおりです。

入院患者数は、前年度比1,065人、7.6パーセント増加しております。外来患者数は、前年度比72人、0.2パーセントの増加でございます。

次に、収益的収入及び支出の状況につきましては、次の表のとおりでございます。

26年度予算の執行状況ですが、収入については予算額970,141,000円に対し、決算額905,278,163円で執行率は93.3パーセントとなり、前年度比76,033,696円、9.2パーセントの増となりました。

医業収益では、予算額676,671,000円に対し、決算額602,719,606円で執行率は89.1パーセントとなり、前年度比44,559,410円、8.0パーセントの増となりました。

主な要因でございますが、一般病床入院患者数及び外来患者数の増などによるものであります。

医業外収益では、予算額243,069,000円に対し、決算額252,158,557円で執行率103.7パーセントとなり、前年度比31,074,286円、14.1パーセントの増となりました。

主な要因でございますが、新会計基準の適用によって、みなし償却制度が廃止になり、補助金等により取得した償却資産の減価償却見合い分を、順次収益化したことで増額になったものであります。

次に、支出ですが、予算額1,387,573,000円に対し、決算額1,315,903,604円で執行率94.8パーセントとなり、前年度比517,963,976円、64.9パーセントの増で、不用額が71,669,396円となりました。これは、特別損失の退職手当引当金等及び医業費用の経費などで、当初見込額を下回ったことによるものであります。

医業費用は、予算額924,383,000円に対し、決算額878,919,370円で執行率95.1パーセントとなり、前年度比83,728,797円、10.5パーセントの増となりました。

主な要因でございますが、常勤医師1名増による給与費及び患者数の増による診療材

料費などの増加によるものでございます。さらには、新会計基準の適用によって減価償却費のみなし焼却制度が廃止になり、固定資産の補助金部分も償却を行うことによって、減価償却費が増加しております。

医業外費用は、予算額2,961,000円に対し、決算額2,908,664円で執行率98.2パーセントとなり、前年度比721,915円、33パーセントの増となりました。

次に、特別利益の状況ですが、累積欠損金の解消に向けた一般会計からの補助金として、前年度と同額の50,000,000円が繰り入れされております。

次に、特別損失の状況ですが、特別損失434,075,570円は、新会計基準の適用によりまして退職手当引当金等の計上が義務化されたことにより、前年度比433,513,264円の大幅な増加となったものでございます。

次に、未処理欠損金の状況につきましては、次の表のとおりでございます。

26年度は、418,753,103円の純損失となり、当年度の累積未処理欠損金は627,470,965円となりました。

次に、繰入状況につきましては、次の表のとおりでございます。

前年度比較では、全体で178,784,379円、55パーセントの増となりました。

増加の要因は、新病院建設に係る用地取得費及び実施設計費などに対する一般会計出資金等の増によるものでございます。

次に、資本的収入及び支出の状況につきましては、次の表のとおりでございます。

続きまして、財政状態について申し上げます。

資産の状況は、次の表のとおりで、資産合計は1,072,036,104円です。

次に、資本の状況ですが、資本金合計は、381,135,394円、税抜きで、前年度比569,621,856円、59.9パーセントの減少となりました。これは、新会計基準の適用によりまして、借入資本金及び資本剰余金が廃止となったことや、未処理欠損金の増加などが要因でございます。

次に、負債の状況につきましては、次の表のとおりでございます。

負債合計は690,900,710円、税抜きでございます。前年度比659,701,064円の大幅な増加となりました。これは、新会計基準の適用により、固定負債に退職手当引当金を計上したこと、繰延収益にのみなし償却の制度の廃止によって、償却資産の取得に伴う補助金等が減価償却により収益化され、長期前受金として負債に計上することになったことが、主な要因でございます。

次に、不良債務ですが、平成22年度以降、不良債務は発生していない状況でございます。

次に、個人未収金の状況につきましては、次の表のとおりでございます。

前年度対比で501,722円、2.8パーセント減少しております。過年度の未収金は、前年度対比で1,015,225円、6.9パーセント減少しております。

続きまして、資金状況を申し上げます。

26年度決算から新会計基準を適用したことにより、キャッシュ・フロー計算書の作成が義務づけられました。キャッシュ・フローの状況は次表のとおりです。

業務活動によるキャッシュ・フローは、病院本来の業務活動の実施に必要な資金の状

況を表すもので、投資活動と財務活動以外の取り引きによるものを表しております。

投資活動によるキャッシュ・フローは、将来に向けた運営基盤の確立のために行う投資活動に係る資金の状態を表しております。

財務活動によるキャッシュ・フローは、借入、返済による収入、支出などの、資金調達及び返済による資金の状態を表しております。

結びに、総括でございますが、26年度の決算は、一般会計からの繰り入れなどもありましたが、純損失418,753,103円を計上し、当年度未処理欠損金は627,470,965円に増加いたしました。これは、新地方公営企業会計制度の大幅改正による新会計基準の適用に伴い、新たに退職手当引当金の計上が義務化されたことで、特別損失が大幅に増加になったことが主な要因でございます。

なお、決算書類の剰余金計算書の内容から、従前の会計基準による試算では、当年度純利益が14,309,224円余となる見込でございました。

今後も、医業収益の確保と経営基盤の安定化に向けて、中期経営計画等に基づき財政の健全化に努力していただきたいと思います。

当年度の決算は、単年度黒字決算にならなかったものの、看護職員の待遇改善、延長診療やフットケア外来などの取り組みを始めるなど、さらなる医療サービスの向上に努めたことは一定の評価ができるものでございます。

今後も引き続き、人材の育成に力を注がれ、町民目線にたった利用しやすい病院を目指しまして、医師、看護師、職員が連携して取り組むことを望むものでございます。

個人未収金の過年度分の徴収は厳しさを伴いますが、昨年度より未収金額が減少していることは、職員の努力が認められるものでございます。負担の公平性の観点からも、さらなる未収金の解消に向けた取り組み強化と、滞納者の支払能力など実態を把握するとともに、適切な債権管理と効果的な未収金回収に努めていただきたいと思います。

新病院の開設に向けて、建設準備が本格的にはじまっております。新病院の建設には、多くの期待がもたれていることから、地域医療の充実に向けた取り組み強化と、子どもから高齢者まで多くの住民に親しまれる病院を目指しまして、より一層の経営に努力されることを望みまして、平成26年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算審査の意見といたします。ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

これで、監査委員の報告を終わります。

お諮りします。

認定第1号、平成26年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号の審査については、議長及び議会選出の監査委員を除く、8

人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

決算特別委員会の正副委員長は、葛巻町議会総合条例第137条第2項の規定により、委員会で互選することとなっておりますので、本日の会議終了後、この場所に決算特別委員会を招集します。

お諮りします。

ただいま、決算特別委員会に付託しました、認定第1号について、今会議中に審査を終え、最終本会議で委員長の報告を求めたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号については、最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

次に、日程第18、発委第3号、葛巻町議会総合条例の一部を改正する条例を、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、小谷地喜代治君。

議会運営委員長（小谷地喜代治君）

発委第3号、葛巻町議会総合条例の一部を改正する条例。

別紙のとおり、地方自治法第112条及び葛巻町議会総合条例第20条第2項の規定により、提出します。

提案の理由ですが、社会情勢などを勘案し、所要の整備をしようとするものであります。

次に、改正の内容ですが、目次第2章、会議の括弧書きの条番号は、次に続く節の中に表示されておりますので、削除します。

次のページをお願いします。

第4条、定例日の関係ですが、第1項第1号は、3月定例会議の定例日の規定ですが、第2月曜日から第2金曜日を、その翌週の月曜日から金曜日とし、第3月曜日及び火曜日を、並びに翌々週の月曜日及び火曜日に改正します。

第2号から4号まで、第2月曜日から第2金曜日とあるのを、その翌週の月曜日から金曜日と改正するものでございます。

これまでの考え方と変わるものではございませんが、よりの確な文言に整理させていただくものでございます。

次に、第13条は、欠席、遅刻又は早退の届出ですが、第1項に、事故のためと理由を加え、第2項に、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができるという規定を新設します。女性議員が出産を理由に欠席できる規定を設けることで、子どもを産み育てやすい環境整備を進めるものでございます。

これにより、第2項を3項に繰り下げのため、前項とあるものを前2項に改正するも

のでございます。

続いて、第125条は傍聴席に入ることができない者の規定ですが、第1項第1号の、つえを削除するもので、視覚障害のある方も傍聴できる開かれた議会を目指すものでございます。

附則でございますが、施行期日は、公布の日となるものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本発委案は、葛巻町議会総合条例第46条第3項の規定により、輝くふるさと常任委員会へ審査を付託しないこととしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、ただちに審議に入ります。

お諮りします。

本発委案は、全員協議会で協議を重ね、議会運営委員会から提出された案件でありますので、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、発委第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発委第3号、葛巻町議会総合条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、発委第3号は、原案のとおり可決されました。

ここで、午後1時30分まで休憩します。

（休憩時刻 12時16分）

（再開時刻 13時30分）

議長（中崎和久君）

ただいまから、会議を再開します。

日程第19、一般質問を行います。

今回の定例会議には、1名の議員から一般質問の通告がありました。

なお、一般質問に係る時間は、質問、答弁を含めて1時間以内に制限していますので、ご承知願います。

制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を1鈴、制限時間になった時点で2鈴を鳴らします。

制限時間を超えての質問、あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。

それでは、通告に従い発言を許します。

質問、答弁とも簡潔、明快をお願いします。

3番、柴田勇雄君。

3番（柴田勇雄君）

それでは、私から、次の2項目について質問をさせていただきます。

最初に、町内の空家等利活用方策について、お尋ねをいたします。

全国的に社会問題になっております老朽化した空家の解消を目指した空家等対策の推進に関する特別措置法が今年2月に一部施行され、さらに5月26日から全面施行となっております。

国会では、この老朽空家の総合的な解消対策として議員立法により、空家等対策の推進に関する特別措置法を制定した経緯にあると聞き及んでおります。

増加する町内の空家の対応策については、26年3月議会でも取り上げ質問しておりますが、法整備もされましたので、その後の状況変化等も踏まえながら再度、質問をさせていただきます。

当町の平成25年住宅土地調査統計抽出調査では、150世帯中30世帯が空家で空家率20パーセントの実態という先の答弁でした。全国の空家率13.5パーセントと比べても非常に高い比率となっております。

私が住んでおります新町地区でも40戸ほどが空家となっておりますが、最近、数軒が解体整備したことにより、徐々に町並み連担の崩れ始めが目立ってきております。さらに町裏通りに至っては、飲食店等の電燈も消え、細々と点灯する防犯灯を頼りに歩かなければならない町中心部の現実があります。

町中心部でも、このような状況ですから、町内他地区においても同様の空家問題を抱えているものと推察をいたしております。

このような現象は、後継者不足や一人暮らし高齢世帯が増え続けますと、空家問題はさらに深刻化していくものと大変心配しております。

このような空家の状況となっておりますが、次に係る空家の法整備された内容と町の新たな利活用促進策についてお尋ねをいたします。

一つ目といたしまして、空家等対策特別措置法によると、空家等と特定空家等に区別されていると聞いておりますが、その定義はどのようになっているのでしょうか。

二つ目に、町内の空家等と特定空家等の実態をどのように把握しているのか伺います。

三つ目に、法整備により、町長の権限事項が大幅に拡大したと聞いておりますが、その内容は、空家所有者に対し強制的に適用できる権限になっているのかどうか伺います。

四つ目に、先の議会で、町は空家、空き店舗の有効活用は、現在ある空家バンク制度のさらなる充実強化に努めると答弁しておりますが、残念ながら現段階では有効策の情報は伝わってきておりません。現在の空家バンク登録と希望利活用状況についてお知ら

せをいただきたいと思います。

五つ目に、特定空家等に対しては、町長権限が及ぶものと考えられますが、今後の町の対応施策について、お伺いをいたします。

六つ目に、特定空家等施策に係る固定資産税の取り扱いが注目されておりますが、所有者に対し、どのくらい固定資産税が増額となるのか。また、空家対策に要する費用に対して、国からの財政上の措置はどのようになっているか伺います。

七つ目に、法整備により、町では空家対策計画なるものを策定し、対応するのかどうか。また、新聞報道によりますと、空家の利活用の加速を促進するため、他市町村の一部では住宅の購入、改修費の助成や家賃助成の実施も見受けられますが、当町の新たな利活用拡大促進策について、お尋ねをいたします。

次に、マイマイガ幼虫、毛虫大量発生に伴う町の対応策について、お伺いをいたします。

町内各地でマイマイガの幼虫、毛虫の大量発生が飛び交っております。実際に6月3日の議会視察の際、八幡裏の真新しい町の車庫には2、3センチくらいのマイマイガ幼虫で気持ちが悪くなるほど外壁やアスファルト路上に大量発生しておりました。最近では、カラマツが枯れ葉状態となり、広葉樹をはじめ様々な草木の葉が食害されている状況が目立ってきております。町民の皆さんからもマイマイガが大量に発生し、真夏の夜が異常事態になるのではないかと心配の声が上がっております。

以前、当町でマイマイガが大量発生したのは、平成20年頃だったでしょうか。6月頃にマイマイガの毛虫が住宅の外壁に群がったり、道路上の毛虫が潰され悪臭を放ったり、さらに成虫、蛾となり真夏の夜の街路灯に無数に群がり、電柱をはじめ、あちこちに卵がかたまり、卵塊が産み落とされました。成虫の死骸処理にも大変難儀を重ねた苦い経験があることは周知のとおりであります。

このような事態になったことから、町中心部の街路灯は、成虫の夜間光源飛来防止のため、全灯消灯措置をとり、真っ暗闇の町並みになったことは記憶に新しいことと思います。

このマイマイガは、全国各地で発生し、約10年周期に大量発生を繰り返すと言われる厄介者ですが、次の当町の対応策を伺います。

一つ目に、町内におけるマイマイガ幼虫発生は、町内全域にわたってまん延しているのかどうか、その実態をお知らせいただきたいと思います。また、マイマイガの生態はどのようになっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

二つ目に、マイマイガは、全国各地で発生し、特に大量発生している市町村ではホームページ等で住民の方々に情報提供をしていると聞き及んでおります。当町には、くずまきテレビやホームページ等、町民に直接情報提供しやすい環境にありますが、どのような対応策を考えているでしょうか。

三つ目に、マイマイガは、幼虫からサナギに成長し、7月から8月にかけて成虫、蛾となり薄暮から午後10時頃までの時間に照明へ飛来するとの説がありますが、大量発生した場合は前回のように街路灯の消灯等で対応するのか伺います。

4番目に、来年の発生を可能な限り予防する観点から、マイマイガ大量発生後は、麟

毛で覆われた取りづらい卵塊の駆除が必要と思われます。駆除は、各家庭、職場等の協働が効果的と考えますが、町の駆除対策をお示しいただきたいと思います。

まず、1回目の質問といたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの柴田議員の質問に、お答えをいたします。

1件目の、町内の空家等利活用方策について、お答えをいたします。

まず、1点目の、空家等対策特別措置法に定義される空家等と特定空家等の区別についてであります。

近年、地域における人口減少や既存の住宅、建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化に伴い、居住その他の使用がなされていないことが常態化している住宅や敷地が年々増加しております。

このような空家等の中には、適切な管理が行われていない結果として、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等、多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが懸念されております。

このような状況を鑑み、地域住民の生命、身体、財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、平成26年11月に、空家等対策の推進に関する特別措置法が公布されたところであります。

この特別措置法で定義される空家等と特定空家等の区別でございますが、空家等は、建築物又はこれに附随する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地と定義されており、敷地には立木その他の土地に定着するものを含むとされているものであります。

一方、特定空家等とは、これら空家等のうち、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあるものと定義されております。

また、居住その他の使用がなされていないこととは、日常生活や営業が行われていないなど、現に意図をもって使用していない建築物等となります。

このような建築物等の使用実態の判断については、建築物等の用途、人の出入りの有無、ライフラインの使用状況や使用可能な状態にあるか、さらに登記記録や所有者等の住民票の内容のほか、建築物等の適切な管理実態や所有者等による利用実績についての主張等から判断するものとされております。

また、居住その他の使用がなされていないことが常態であるとは、建築物等が長期間にわたって使用されていない状態を言い、概ね年間を通して建築物等の使用実態がないことなどが、ひとつの基準として考えられているというものであります。

次に、2点目の、町の空家等と特定空家等の実態についてであります。

本町においては、高齢者のみ世帯の増加に伴い、今後、これまで以上に空家等になるケースが懸念されるところであります。

国の指定統計である住宅土地統計調査の平成25年における当町の結果によりますと、抽出調査の方法でありましたことから対象となった150世帯のうち、20パーセントにあたる30世帯が空家の状態であるという結果でありました。

しかし、本町においては、一見して空家状態に見える建物であっても、盆、正月などには所有者等が帰省し、定期的に活用されているものも少なくなく、空家、特定空家の区分あるいは、その実態把握については、難しい状態であります。

今回、公布された特別措置法では、市町村長の権限として、法律で規定する限度において、空家等への調査のほか、空家等の所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用などが可能となったことから、今後、実態把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の、法による町長の権限事項についてであります。

今回、施行されました特別措置法における市町村の役割としましては、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、国の基本指針に即した空家等対策計画を策定することができるほか、その計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を設置することができるものであります。

そのほか、先ほど申し上げました、空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査、施行のために必要な立入調査、空家等の所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用なども可能となったものであります。

また、調査の結果、特定空家等と判断されたものについては、町長が所有者等に対し、特定空家等の除去、修繕、立木等の伐採、その他周辺的生活環境の保全を図るための助言、指導、勧告、命令措置を講ずることが可能となったものであります。

さらに、所有者等が措置を履行しない場合においては、行政代執行法の定めるところによる強制執行の権限まで付与されたところであります。

次に、4点目の、町の空家バンク登録と利用希望者の利活用状況についてであります。

町では、平成22年12月に、町内の空家、空き店舗等を有効に活用することで定住促進による地域活性化を図ることを目的に、空家バンクおでゃあんせ！くずまきへ事業を創設し、空家等に関する情報を登録し、町のホームページで提供を行ってきたところであります。

事業開始から現在まで、およそ4年半の実績であります。登録件数が9件のうち、賃貸契約または売却されたものが7件、所有者のご事情による登録取り下げが1件となっており、登録された物件のほとんどが利用に至っております。

また、現在、新規登録に向け調整中のものが3件あり、所有者等との協議、手続きを進めているところであります。

次に、5点目の、特定空家等に対する町の対応施策についてであります。

去る5月26日付で、国から適切な実施を図るために必要な指針が示されたところであります。

町としては、この指針を基本に、具体的な判断基準や空家等対策の方向性などを識者等の意見もお聞きしながらまとめてまいりたいと考えているところであります。

その上で、これら基準等によって、実態の把握に努めるとともに、適正な管理の促進、有効活用などを推進し、住環境の改善に結び付けてまいりたいと考えております。

次に、6点目の、特定空家等施策に係る固定資産税の取り扱いと財政上の措置についてであります。

まず、固定資産税の取り扱いであります。特別措置法では、空家対策を支援する観点から、市町村長が特定空家等の所有者等に対して周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告した場合は、当該特定空家等に係る敷地について、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外することとしております。

固定資産税における住宅用地特例とは、住宅等の敷地として利用されている土地に建物が建造されている場合、200平方メートル以下の小規模住宅用地では6分の1、200平方メートルを超える一般住宅用地では3分の1、それぞれ減額される税制上の軽減措置であります。

これまでは建物を解体し、更地にした時点で住宅用地特例による固定資産税の軽減措置を受けられなくなるものでありましたが、今回の特別措置法では、特定空家等としての措置を講ずべき勧告を受ければ、勧告を受けた時点から、住宅用地特例の対象から除外されることとなります。

したがって、結果的に土地に係る固定資産税の課税額が6倍または3倍となるというものであります。

また、財政上の措置であります。国では、市町村が特別措置法に基づき策定した空家等対策計画の適切かつ円滑な実施に要する費用として、補助金、地方交付税制度、交付金事業などの拡充を図ることとされているところであります。

具体的には、不良住宅、空き建築物の除去や、空家住宅、空き建築物の活用に向けた改修などのほか、空家住宅等の実態調査に要する費用なども補助対象とされているものであります。

7点目に、町の空家等に対する新たな利活用促進策についてであります。

町では、平成22年度から人口減少対策や定住促進対策の一環として、空家バンク事業、空家リフォーム支援事業など、空家等の利活用を促進してまいりました。

現在、国が進める地方創生の取り組みのひとつに、東京圏の一極集中を是正し人の流れを地方へ向けることとされております。1人でも多くの移住、定住者を受け入れていくためには、住環境の整備が不可欠であり、町として現在、整備を進める定住促進住宅とともに空家等の利活用は重要な対策のひとつであると考えております。

こうしたことから、自治会をはじめ町民の皆さんと情報を共有し連携を強化しながら、空家等対策計画などをとりまとめて新たな利活用促進策を推進してまいりたいと考えております。

次に、2件目の、マイマイガ幼虫大量発生に伴う町の対応策について、お答えをいたします。

まず、1点目の、町内におけるマイマイガ幼虫発生の実態とマイマイガの生態について

てであります。

当町では、平成19年から3年間大量発生したほか、昨年は紫波町、滝沢市などでも確認されており、今年に入り再び当町でも樹木や建物の壁などに産み付けられた卵塊が確認され、一斉に孵化した幼虫が大量発生しております。

マイマイガの生態は、約10年周期で大量発生を繰り返す傾向があり、その際にすさまじい個体数で草花や樹木の葉を食い尽くすことから、森林害虫として知られておりますが、5月には卵塊から孵化した幼虫が、糸を吐いてぶら下がり風に乗って移動し、通常5回の脱皮と6齢を経たのち、7月には成虫、蛾となります。

幼虫は、広葉樹やカラマツなどの針葉樹の葉を食害し、その後、成虫になると日没後2、3時間の間に水銀灯などの白い光へ飛来し、街路柱や白い建物の壁などに好んで卵を産み付ける性質があります。

大量発生する仕組みについては、未だ解明されておりませんが、ウイルス等の天敵微生物の作用により幼虫段階で死滅するため、2年から3年の間で終息することが確認されております。

次に、2点目の、マイマイガ幼虫大量発生している中での町民への情報提供についてであります。

今春は暖かい日が続き卵塊から孵化する時期が早まると予想されたため、4月早々には自治会連合会公衆衛生部会を開催し、地区内の状況確認と薬剤配布及び散布など、早い時期からマイマイガの対策に取り組んでまいりました。

また、町民への情報提供につきましては、マイマイガの生態、発生時期に合わせ、広報くずまき、くずまきテレビなどで駆除方法、対応について情報提供をしているところであります。

次に、3点目の、真夏に向けてのマイマイガ成虫飛来への対応策についてであります。

前回の平成19年からの大量発生以後、中心市街地の街路灯や町内全域の防犯灯については、マイマイガが飛来しにくいとされているLEDに交換しておりますので、前回のように、道路沿いに広範囲にわたっての飛来は少なくなると思われませんが、LED灯へ未交換の街路灯や外に漏れる屋内照明の明かりに対しては、飛来が集中することが予想されます。

対応策であります。LED灯への交換や夜間における屋内照明の明かりを外に漏れにくくすることなどに各自で取り組んでいただくほか、屋外照明等の消灯については、必要に応じ検討するほか、光で誘引し殺虫する誘蛾灯の活用など、卵塊を産み付ける前に蛾を駆除する方法等についても、検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、4点目の、マイマイガ大量発生後の駆除対策についてであります。

来年以降の大量発生を抑制していくためには、産み付けられた卵塊を掻き落とすことが最も有効とされておりますが、マイマイガの習性から軒下やブロックの裏など隠れた場所や山の樹木など広範囲に卵塊が産み付けられるもので、発生を止める方法や一斉に駆除する有効な手段がないのが現状であります。

町では、来年以降、少しでも発生を抑制できるよう、9月から10月にかけて町内全域で卵塊の一斉駆除日を設け、町民の皆さんからのご協力のもと取り組んでまいりたいと

考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

ご丁寧な答弁ありがとうございました。

まず、空家の関係でございますが、実態調査から始めなければ何とも言えないと思いますので、この実態調査はどのような形で進めていくのか。町独自でやられていくのか、あるいは、各自治会等にもお願いしたような形でなっていくのか。いわゆる実態調査で、ただの空家になるのか、特定空家等になるのか、そういったようなものが決まってくるのではないかと考えておりますが、この空家に関する対策計画はどのような形で、今後、進められていくのか、その内容について、お伺いをいたしたいと思っております。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

調査の考え方ですけども、先ほど町長がご答弁申し上げましたとおり、そもそも空家とする捉え方が、なかなか、いろいろなケースがあって難しいというのが実状かと思っております。どうやったら、その実態調査をできるのか、その辺からの掘り起こしが必要になってくるかと思っております。

そういった中で、こういった実態調査の手法をとればよいか、あるいは、計画等の整理をしていけばよいかというのを組み立てていかなければならないと考えてございますので、協議会なんかもつくれることになってございますが、そういった協議会、その協議会なんかの設置も、それぞれの市町村の考え方でよいというようなことになっていまして、したがいまして、町としての実態を踏まえながら、こういった協議会に、あるいは、どういう性格を持たせるとか、そういったことも含めまして基本的な部分を整理した上での調査になるかと、今、具体的にこういう調査をやりますと申し上げられればいいのですけども、その前の部分の整理が、まだ必要かと考えてございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

まず、この実態調査、年度内とか、もっと早くやるとか、具体的に決まっているのであれば、お示しをいただきたいと、このように思っておりますし、また、町内に、もう既に倒壊したような建物とか、寸前のものが散見されることは、ご承知のことと思っておりますが、こういったようなものが、やはり散見されますことは、美しい葛巻の持っている

農村風景の調和には、やはり、そぐわないような感じがしますので、そういったような、もう倒れているもの等については、早期に除去するような対策も、この法律に関わらず、そういったような促進策が何かないのかどうか、そういったようなことも考えていただいて、その地域で農村風景の調和がとれたような、美しい農村風景をぜひ作り上げていただきたいものだと思っているのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

調査の時期等の計画ということでございますが、今、具体的に、こういう手順で、いつ頃というようなことをお示しできる状態には、まだ、ございません。いずれ、今年いろいろな計画がございまして、総合計画をはじめとする計画がございすけども、そういった中で、空家と申しますか、その空家等を利用して最終的には定住に結び付ける、そういった考え方で整理が中心になってくるかと思っておりますので、そういったものとの関連性も含めながら、もう少し検討させていただきたいと思っております。以上です。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

先ほどの町長の答弁の中で、町の空家バンク制度を利用した状況も触れておりましたけれども、4年半で9軒中7軒がそれぞれ活用されているというようなことのようにございますけども、こういったような部分については、定住促進にもつながることかと思っておりますが、今後、計画を作るというような形になりますと、利活用の促進策の中身で、移住とか定住に関わる部分では町の、個人の売買とか、そういったような部分に、リフォームとか、購入費用や改修費の助成とか、そういったような移住してくる方々、そしてまた、Uターンして来る方々も想定されるかと思っておりますけども、そういったような方々に来やすい環境づくり、貸借になりますと、家賃の助成にもなるかと思っておりますけども、そういったようなものは、どのような計画でなってくるのか、その見通しについてお伺いをいたしたいと思っておりますし、それからまた、この空家対策の担当課、どちらに相談すれば、この空家バンクを利用できるのか、そういったようなところもお知らせをいただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

担当課につきましては、大きな入口としての窓口は、空家バンクとか、そういった定

住の関係等もございますので、総務企画課の方で担当いたします。

それから、特定空家等、行政代執行を伴う、その部分の空家については住宅を担当しております建設水道課の方で担当するというようにいたします。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

次に、固定資産税の軽減で、これは都会の方では土地評価額が高くなっておりまして、この6倍とか3倍とか、これがものすごく影響してくるような感じがしておりますが、町内における固定資産税の、先ほどの答弁の中で、もしも勧告があったような場合には、200平米以下の部分については6分の1、あるいは200平米以上の場合は3分の1のものになりますよというようなことでございますが、町内の、こういったような状況は、評価額と6分の1、3分の1、かなり、こういったような固定資産税の勧告をしなければならないといったような、切羽詰まったような事例があるでしょうか。見通しはどうなっているでしょうか。お知らせをいただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

固定資産税の関係についてのご質問でございますが、都会に比べますと、地価という部分は大分開きがございまして、町内の中でも高いところだと、平米20,000円くらいから、大分中心部からずれていきますと、2,000円、1,000円というところまでありますので、10倍程度開きがございまして、

そういった中では、建物を壊した場合に、200平米までですと6倍、200平米を超える部分は3倍になるということにはなりますが、建物を壊した場合であれば、建物の分の税額が減るということもありますので、いくつか町内の事例を見た場合には、建物が減る分で相殺されるようなケースも中にはありますし、建物の古さといいますか、そういったものでケースバイケースということで、一概に、こういう方向にあるというような一定のものは、なかなか難しいというように感じているところでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

固定資産税の部分については、都会値と違いまして、そう高い評価額もなっていないのであろうと想定はしているところでございますが、こういったようなものが、今度、法律によって全部措置されていくというようなことになろうかと思っております。こう

いったような部分で、いずれ美しい農村風景に調和したような、この空家対策、それから、何とかして、新しい空家については、ぜひ空家バンク等の利活用の促進対策について、意を用いたような形で、できる限りの町の助成対策をして、移住とか定住対策に向けていただきたいと、このように思いますので、どうぞ、その辺をよろしく願いをいたしたいと、このように思っております。

次に、マイマイガの関係なのですが、今年も大変あちこちで大量発生しているという情報は分かっているわけですが、特に地域的に大量発生している地域は、どの辺の地域が現在、大量発生していると思われるでしょうか。町内全域でしょうか。その辺のところはどのように把握されているでしょうか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

ただいまのご質問につきまして、お答えいたします。

私どもの方で、町内の各箇所職員を回しまして、被害状況はどのようなか確認しております。ひとつは、毛虫の確認というのをございますが、木の枯れ状況等、そういったものも確認しております。そういったもの確認したところ、やはり中心部でいきますと道路沿い、それと、地域でいきますと北部の方になります。具体的に申し上げますと、田野地区、それから星野地区、それから寺田地区、こちらの方は、やはりカラマツの色が変わっているという形で、食害の被害というものが確認されております。以上でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

まだ蛾にはなっていない、サナギになっている時期でしょうか、その最中なのでしょうか。その辺のところの実態もよく分からないのですが、いずれ、前回の発生した際には、ものすごく壁に、しつこいくらい幼虫が張り付いたり、道路に悪臭を放ったりした事例がございますので、こういったような部分については、住民の方々からご相談があったような部分については、早急に対応していただき、対策をとっていただければよろしいのではないかと、このように思っておりますし、併せて、情報提供はやっているというお話でございますけども、いずれ、不快感を持つ幼虫でございますので、こういったような情報提供は、できる限り多く、早く情報提供をしていただければと思っております。現在やっている情報のほかに、さらに、これに追加して、どのような情報提供を考えているのか、お伺いをいたしたいと思っております。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

今後の新たな情報提供のあり方なのですが、今、くずまきテレビ等々で皆様方に情報を周知しているところでございます。

考え方では、まず、ホームページというのもあるのですが、基本的に高齢者の方々は、くずまきテレビの方で情報を共有されるということが多いかと思っておりますので、基本的にくずまきテレビの方で考えていきたいと考えております。

その内容につきましても、今テロップで情報として流しておりますけれども、それを、もっと具体的な卵塊の取り方とか、そういったものをお流しして、皆様方に分かりやすい形で提供できないかということを考えておるところでございます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

ぜひ、くずまきテレビ等で、実際に実物なんかを引用したような形で、実物を写真化したような感じで大きく、テロップだけではなくて、ぜひ情報提供をしていただいて、早めな対応していただければと、このように思っております。

それからまた、夜間飛来してくるおそれが十分に考えられるわけですが、LEDの交換、これも効果があると伺ってはおりますけれども、前回の発生したときから、このLEDに、もう既に街路灯は交換になっているわけですが、ちょうどお盆の時期に大量発生して、ものすごい迷惑をした過去の事例がございますので、できる限り、こういったような情報提供の中には、さっきもありましたとおり、このLEDの交換とか屋内照明を遮断するとか、そういったようなものも、ぜひ対応策に入れたもので情報提供をしていただければよろしいのではないかと思いますので、その点、よろしく願いをいたしたいと思っております。

また、駆除対策も、一斉駆除を設定してやりたいというようなお話でございますけれども、これらについても具体的な対策を、しっかりしたものを町内で一斉にできるような体制づくりを、ぜひ今から考えておいていただいて、自治会とか各職場とか、いろいろな形で、ぜひ来年度は発生しないような対策も必要であろうと思っておりますので、この駆除対策について、もう一度、どのような具体的な方策を持っておられるのか、お伺いをいたしたいと思っております。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

来年からの大量発生をしていく手段としましての防除のあり方になりますけれども、

一番、やはり効果がございますのは、先ほど町長答弁の中にもございましたように、卵塊を如何になくすかということになるかと思えます。

そういった形につきましては、今後も継続してやっていきたいと思っておりますし、その方法につきましても、自治会と一斉に、日にちを決めまして、掻き取るということを行うとともに、見付けにくいところというのが実は軒下とか、そういったところがございますので、そういうところにあるというのを、しっかりと情報提供の中でお知らせしながら、より効果のある防除方法について考えてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

ぜひ、マイマイガの予防対策、駆除方策については、ただいまの答弁のように、しっかりした対策で対応するようお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（中崎和久君）

これで、一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

（休憩時刻 14時16分）

（再開時刻 14時20分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。

ただいま、町長から、承認第1号、葛巻町町税条例等の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてが、提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題としたいと思えます。これに、ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号、葛巻町町税条例等の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてを日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、承認第1号、葛巻町町税条例等の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてを、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

承認第1号について、ご説明申し上げます。

承認第1号、葛巻町町税条例等の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてでございます。

葛巻町町税条例等の一部を改正する条例制定について、地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めます。

次のページをお開き願います。

専決処分書でございます。葛巻町町税条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とするというものでございます。

それで、別紙につきましては、先ほどお配りしたのと、貸借対照表等の部分は全く変更ございませんので、それをもって変えさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま、議題となっております、承認第1号については、葛巻町議会総合条例第46条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。

ただいま、輝くふるさと常任委員会に付託しました、承認第1号について、今会議中に審査を終え、最終本会議で委員長の報告を求めたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号については、最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

なお、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました議案第33号から議案第39号、及び承認第1号の8議案、並びに、決算特別委員会に審査を付託しました認定第1号の審査については、7月6日に行いますので、ご承知願います。

本日は、これで散会します。

ご苦勞様でした。

(散会時刻 14時24分)